

第1章 私たちの環境宣言

1 人吉市をこんな環境のまちにしたい（めざす環境像）

<人吉市環境基本条例 前文>

私たちのふるさと、人吉市には、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良700年の歴史が育んだ文化財や地場産業、比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群という世界に誇れる3つの宝物がある。これらはまさに、自然環境と文化産業等の人間生活を調和させてきた先人の営みの賜物である。このような恵まれた地域資源を最大限に活かし、活気と賑わいの中で、市民みんなが健康で笑顔で暮らせることが、私たちのまちづくりの理念である。

私たちには、これまで受け継いできた美しい自然や歴史という宝物を次世代に引き継ぎ、さらに今後、未来へ向けて守っていく責務がある。

しかしながら、今日、人間の活動が環境への負荷となり、山や川を荒廃させ、自然環境の破壊につながる事態や、向こう三軒両隣の精神及び思いやりに欠ける迷惑行為が生活環境を悪化させる問題が生じている。また、資源やエネルギーの浪費などの環境を顧みない活動が地球温暖化につながり、異常気象による災害の発生という形で私たちに降りかかってきている。

私たちは、自らが自然の生態系の一部であり、人吉市が地球の一部であることを強く認識しなければならない。私たちがそれぞれの責務と役割を果たしていくことにより、良好な環境の保全、回復及び創造が図られ、持続的に発展できる社会づくりが可能となる。

ここに、安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよしの実現を目指して、この条例を制定する。

目指す環境像

安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が

共に輝く美しき千年都市ひとよし

2 5つの目標があります（基本目標）

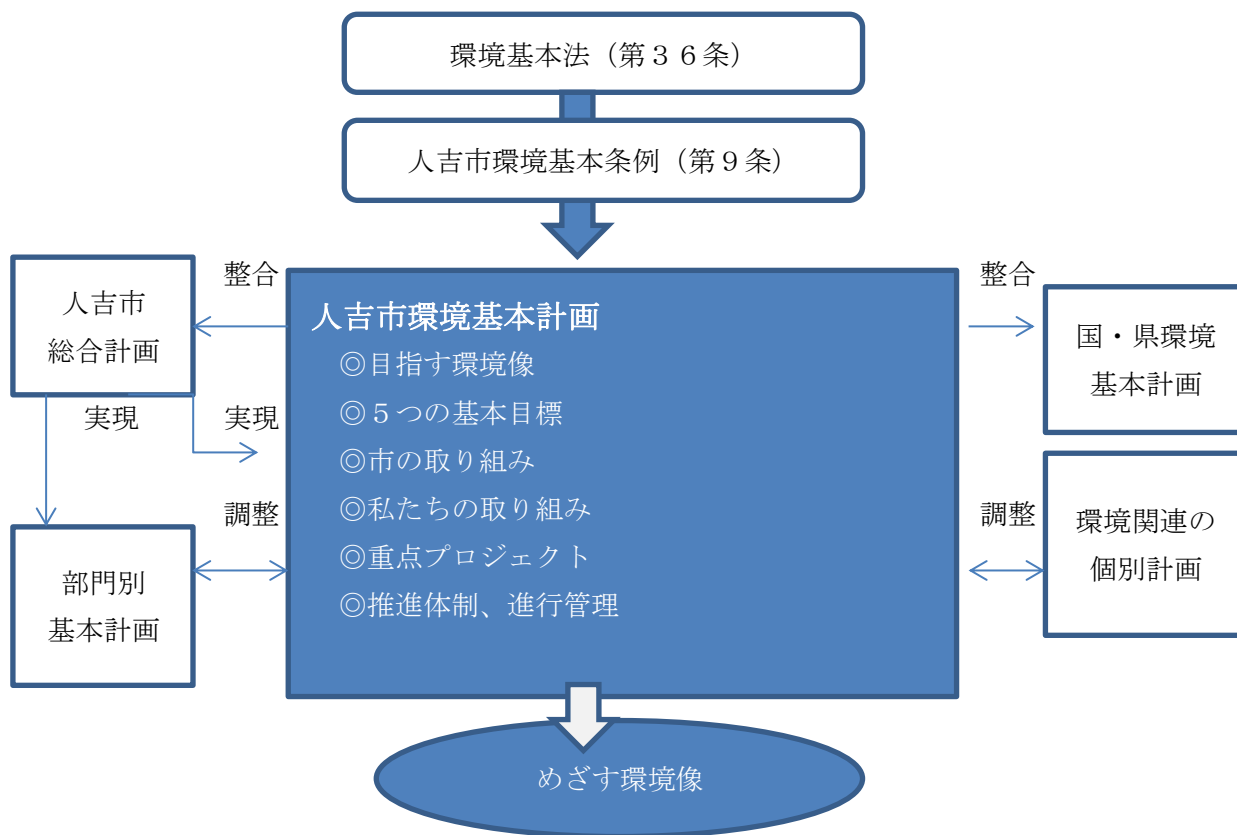
本市がめざす環境像を実現するために、「人吉市環境基本条例」に基づく施策の基本方針（第7条）から環境分野別に「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4つに、市民、事業者、行政（市）が力を合わせて取り組むための条例第8条から「環境教育・行動」を加えた5つを基本目標とします。

めざす環境像	基本目標及び基本方針（環境基本条例）	
安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし	自然環境	<p>I 自然と人間がともに輝き、豊かな自然を未来に引き継ぐ 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。第7条（1） 人と野生生物の適切な関係の構築について理解し、野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保、動植物の保護管理その他豊かな自然環境の保全に努めること。第7条（4）</p>
	生活環境	<p>II 安らぎのある健康で安全・安心の暮らしを守る 生活や活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、生活環境が快適な状態に保持されるよう努めること。第7条（2） 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。第7条（3）</p>
	快適環境	<p>III 美しく、潤いがあり、文化の薫る快適なまちをつくる 歴史的及び文化的遺産と自然環境を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある快適環境が保全、回復及び創造されること。第7条（5）</p>
	地球環境	<p>IV 人吉市から地球環境に貢献する 地球温暖化の防止その他地球環境保全の推進に努めること。第7条（6）</p>
	環境教育・行動	<p>V 環境について責務や役割を果たせる人になる 市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等が、自ら環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する教育及び学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。第8条1</p>

3 この目標を実現するための環境基本計画です

(1) 計画の性格と役割

本計画は、「人吉市環境基本条例」第9条に基づく計画で、「第5次人吉市総合計画」や「熊本県環境基本計画」等と整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、本市の環境づくりの指針を示したものです。また、「人吉市総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する部門計画としての性格も有しています。



本計画は、◎目指す環境像、◎5つの基本目標、◎市の取り組み、◎私たちの取り組み、◎重点プロジェクト、◎推進体制・進行管理を内容とします。

(2) 計画の期間

本計画の目標年次は、「第5次人吉市総合計画」に合わせて平成31年度とし、計画の期間は平成26年10月から平成31年度までとします。

第2章 私たちの取り組み

第2章では、5つの基本目標に沿って、それぞれの方向性を示すとともに、次の内容を記載します。

＜現状と課題＞ 各種調査結果等により、現状と課題を明らかにしていきます。

市民意識については次の2つを根拠としています。

○人吉市市民意識調査

人吉市第5次総合計画の策定に当たり、幅広く市民から市政に対する意見を把握することで、その結果を総合計画等に反映させることを目的として実施。

時 期：平成22年4月1日～4月19日

調査対象：市内在住の18歳以上の方2,000人を住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：原則として郵送配布・郵送回収

回収状況：配布数2,000票に対して、有効回収数は762票、所在不明が5票のため、有効回収率は38.2%

○環境基本計画策定のためのヒアリング

時 期：平成25年6月～10月実施

調査対象：小中学生（市内6小学校、3中学校の環境関係委員と生徒会役員）
衛生員（市内各校区の衛生員）※

調査方法：それぞれの学校、校区の会議の場において、ヒアリング

調査内容：1 「人吉の環境が○○だったらいいなあ」という理想

2 「これは環境によくない、問題だ」という問題意識や不安

3 「環境を守るためにしていること」という実践行動

※衛生員 市民の衛生思想の普及と伝染病の予防及び一般保健衛生の向上を図るために各町内に1人設置された役職で、町内会長が兼務しています。町内での環境美化活動に中心となって取り組んでいます。

＜環境目標＞ 現状が把握でき、取り組みによって成果が期待できるものを指標として、環境目標を定めました。第5次総合計画に記載があるものについては、それを目標としました。

＜取り組みの方向＞ 各方向性を、取り組みの方向として更に細分化します。

＜市の取り組み＞ 取り組みの方向別に、市が実施する施策や事業を掲載します。

＜私たちの取り組み＞ 市民と事業者等の取り組みを掲載します。